

公立大学法人埼玉県立大学研究成果有体物取扱規程

平成22年4月1日
規程第87号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）における研究の成果として生じた研究成果有体物（以下「成果有体物」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- 一 「職員等」とは、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号）第2条第1項に規定する職員、それ以外で法人で研究に従事する者及び職員等の指導の下で研究を行っている学生等をいう
- 二 「成果有体物」とは、研究の成果として創作又は取得した学術的・財産的価値その他の価値を有する材料や試料（微生物、新材料、土壌、岩石、植物新品種）、試作品及びモデル品等の有体物のうち、次のア～ウに該当するものをいう
 - ア 研究の目的を達成したことを示すもの
 - イ アを得るために利用されたもの
 - ウ ア又はイを得る際に、派生して創作又は取得されたもの
- 三 「学生等」とは、埼玉県立大学及び埼玉県立大学大学院の学生をいう
- 四 「成果有体物を得た者」とは、法人における研究の成果として成果有体物を得た職員等をいう（成果有体物の帰属）

第3条 職員等が法人における研究の成果として得た成果有体物は、原則として法人に帰属するものとする。

(成果有体物の管理)

第4条 成果有体物を得た者は、成果有体物をその性質等に応じて適切に管理しなければならない。

(守秘義務)

第5条 職員等及び学生等は、成果有体物について既に公表されたもの、公表することが認められたもの又は契約等において開示することが認められたものを除き、その秘密を守らなければならない。
2 前項の規定は、職員等が法人を退職した後及び学生等が本学の籍を失った後も適用するものとする。

(成果有体物の届出)

第6条 成果有体物を得た者は、成果有体物について次の各号のいずれかに該当するときは、当該有体物について成果有体物提供届（様式第1号）により理事長に届け出なければならない。

- 一 外部に提供する場合
- 二 外部から提供の要請があった場合
- 三 その他必要と認められる場合

(成果有体物の提供)

第7条 法人は学術・研究開発を目的として成果有体物を外部に提供する場合は、無償で当該成果有体物を提供することができる。

2 法人は、前項に定める目的以外の目的のために成果有体物を外部に提供する場合は、有償で当該成果有体物を提供することができる。

3 前2項に定める、成果有体物を外部に提供する場合は、次の各号に定める書面により行うものとする。

- 一 無償で譲与する場合 成果有体物無償譲与契約書（様式第2号）
- 二 無償で貸し付ける場合 成果有体物無償貸付契約書（様式第3号）
- 三 売却する場合 成果有体物売買契約書（様式第4号）
- 四 有償で貸し付ける場合 成果有体物有償貸付契約書（様式第5号）
（補償金）

第8条 法人は、成果有体物を提供することにより収入を得たときは、成果有体物を得た者に対し、収入金額を次の表の左欄に掲げる金額に区分し、当該金額に同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した額から必要な経費を控除した額を補償金として支払うものとする。

収入金額	乗じる率
100万円以下の部分	100分の50
100万円を超える部分	100分の25

（外部機関における成果有体物の取扱い）

第9条 職員等及び学生等は、外部機関において成果有体物を得、又は知り得た場合には、当該外部機関の定めるところにより、その成果有体物の取扱いに関し適切に対応しなければならない。

2 職員等及び学生等は、外部機関において自らが主体となつて行った研究等により得た成果有体物については、当該外部機関の定めるところにより許容される範囲内で、その権利等の確保のために適切な要求をしなければならない。

（成果有体物の公表）

第10条 成果有体物を得た者は、成果有体物について公表しようとする場合は、関係者の承諾を得た上で理事長の承認を得なければならない。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、成果有体物の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

成 果 有 体 物 提 供 届

年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長 様

届出者
所属・職
氏 名

印

成果有体物について、下記のとおり届け出ます。

- 1 名 称
- 2 成果有体物の概要
- 3 提供形態 譲渡・売却・貸付・その他
- 4 提供条件 無償・有償
- 5 提 供 先
 - (1) 機関名
 - (2) 所在地
 - (3) 担当部署
 - (4) 担当者名
- 6 提供目的
- 7 提供数量
- 8 その他

成果有体物無償譲与契約書

公立大学法人埼玉県立大学（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲において研究開発の成果として生じた有体物（以下「成果有体物」という。）の譲与に関し、次のとおり契約を締結する。

（意義）

第1条 甲は、甲及び乙の研究活動の一環として、乙からの研究目的による申請に基づき次のとおり成果有体物を無償で譲渡する。

- （1）成果有体物の名称
 - （2）成果有体物の数量
 - （3）成果有体物の概要
 - （4）成果有体物の使用目的
- （譲与）

第2条 甲は乙に対し、本契約締結後速やかに、前条に記載する使用目的の範囲内で使用するために成果有体物を無償で譲与する。

（使用）

第3条 乙は、譲与を受けた成果有体物を、第1条に規定する使用目的及び非営利かつ非臨床目的のためにのみ使用するものとする。

2 乙は、甲が事前に文書による承諾をなくして成果有体物（成果有体物から得られた成果物、又は成果有体物に変更を加えることによって得られ、かつ成果有体物の主要な要素を備えた成果有体物を含む）を第三者に提供してはならない。

3 乙は、成果有体物を使用して得られた成果を論文等として公表するときは、甲の研究者から譲与を受けたものであることを明記するものとする。

（成果有体物の受領）

第4条 乙は、成果有体物の譲与を受けたときは、甲に対し受領書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 成果有体物の譲与に要する費用は乙が負担するものとする。

（非保証）

第6条 成果有体物は、研究の過程において生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、甲は乙に対して明示・黙示を問わず一切の補償はしないものとする。また、甲は乙の成果有体物の使用・保有によって発生したいかなる結果についても一切その責任を負わず、かついかなる損害賠償義務（直接、間接損害を問わない）を負わないものとする。

（秘密保持）

第7条 乙は、事前に文書により甲の承諾を得た場合を除き、本契約により甲から提供され又は開示された成果有体物の情報のすべてを秘密にし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、この義務は本契約に基づき乙に開示された成果有体物の情報のうち、次の各号に該当するものには適用しないものとする。

- 一 甲から提供又は開示の時点で、すでに公知であるもの
- 二 甲からの提供又は開示後の第三者の公表により、又は乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの
- 三 提供又は開示の時点ですでに乙の所有に属するもので、書面でこれを証明できるもの

四 独立した何らの法的拘束を受けていない第三者によって乙に知らされたもの、ただし、かかる情報が当該第三者によって直接にせよ間接にせよ甲から得られたものではないこと

五 甲から提供された情報に基づかないで、乙において独自に開発・取得した情報で、これを書面で証明できるもの

六 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、乙に対して開示が強制されたもの

2 前項の有効期間は、乙が成果有体物の譲与を受けたときから5年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し又は短縮することができる。

(新成果創出の取扱い)

第8条 乙は、譲与を受けた成果有体物により新たに研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その取り扱いについて協議するものとする。

2 乙は、前項の新たな研究開発成果を営利目的に利用しようとするときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その利用に関する対価等の取扱いについて協議するものとする。

3 前2項の規定は、成果有体物の譲与後10年間有効に存続するものとする。

(管轄裁判所)

第9条 本契約から生じる一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

(その他)

第10条 成果有体物の無償譲与に関し、本契約に定めのない事項が生じたとき、その他本契約について疑義が生じたときは甲乙協議の上解決するものとする。

年 月 日

埼玉県越谷市三野宮820番地

甲

公立大学法人埼玉県立大学理事長

印

乙

印

成果有体物無償貸付契約書

公立大学法人埼玉県立大学（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲において研究開発の成果として生じた有体物（以下「成果有体物」という。）の貸付に関し、次のとおり契約を締結する。

（意義）

第1条 甲は、甲及び乙の研究活動の一環として、乙からの研究目的による申請に基づき次のとおり成果有体物を無償で貸し付ける。

- （1）成果有体物の名称
- （2）成果有体物の数量
- （3）成果有体物の概要
- （4）成果有体物の使用目的
- （5）貸付期間

（貸付）

第2条 甲は乙に対し、本契約締結後速やかに、前条に記載する使用目的の範囲内で使用するために成果有体物を無償で貸し付ける。

- 2 乙は、成果有体物を細心の注意をもって管理し、効率的な使用に努めなければならない。
- 3 乙は、成果有体物の改造もしくは現状の変更をしようとするときは、あらかじめ文書により甲の承認を受けなければならない。

（使用）

第3条 乙は、成果有体物を、第1条に規定する使用目的及び非営利かつ非臨床目的のためにのみ使用するものとする。

- 2 乙は、甲が事前に文書による承諾をなくして成果有体物（成果有体物から得られた成果物、又は成果有体物に変更を加えることによって得られ、かつ成果有体物の主要な要素を備えた成果有体物を含む）を第三者に提供してはならない。
- 3 乙は、成果有体物を使用して得られた成果を論文等として公表するときは、甲の研究者から借用したものであることを明記するものとする。

（成果有体物の受領）

第4条 乙は、成果有体物を受領したときは、甲に対し受領書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 成果有体物の引き渡し、維持、修理、改造及び返却に要する費用は乙が負担するものとする。

（成果有体物の返却）

第6条 乙は、成果有体物を期限までに返却しなければならない。

- 2 乙が貸し付け条件に違反したとき又は甲が必要と認めたときは、乙は成果有体物を速やかに返却しなければならない。

（成果有体物の亡失等）

第7条 乙は、成果有体物を亡失し又は損傷したときは、直ちに報告書を甲に提出し、その指示に従わなければならない。この場合において、その原因が天才、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実及び理由を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付しなければならない。

- 2 前項の亡失又は損傷が乙の責に帰すべき理由によるものであるときは、乙の負担において補填も

しくは修理又はその損害を弁償しなければならない。

(実地調査等)

第8条 甲は、成果有体物について随時に実地調査し、もしくは所要の報告を求め、又は成果有体物の維持、管理及び返却に関して必要な指示をすることができる。

(非保証)

第9条 成果有体物は、研究の過程において生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、甲は乙に対して明示・黙示を問わず一切の補償はしないものとする。また、甲は乙の成果有体物の使用・保有によって発生したいかなる結果についても一切その責任を負わず、かついかなる損害賠償義務(直接、間接損害を問わない)を負わないものとする。

(秘密保持)

第10条 乙は、事前に文書により甲の承諾を得た場合を除き、本契約により甲から提供され又は開示された成果有体物の情報のすべてを秘密にし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、この義務は本契約に基づき乙に開示された成果有体物の情報のうち、次の各号に該当するものには適用しないものとする。

一 甲から提供又は開示の時点で、すでに公知であるもの

二 甲からの提供又は開示後の第三者の公表により、又は乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの

三 提供又は開示の時点ですでに乙の所有に属するもので、書面でこれを証明できるもの

四 独立した何らの法的拘束を受けていない第三者によって乙に知らされたもの、ただし、かかる情報が当該第三者によって直接にせよ間接にせよ甲から得られたものではないこと

五 甲から提供された情報に基づかないで、乙において独自に開発・取得した情報で、これを書面で証明できるもの

六 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、乙に対して開示が強制されたもの

2 前項の有効期間は、乙が成果有体物の譲与を受けたときから5年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し又は短縮することができる。

(新成果創出の取扱い)

第11条 乙は、譲与を受けた成果有体物により新たに研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その取り扱いについて協議するものとする。

2 乙は、前項の新たな研究開発成果を営利目的に利用しようとするときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その利用に関する対価等の取扱いについて協議するものとする。

3 前2項の規定は、成果有体物の譲与後10年間有効に存続するものとする。

(管轄裁判所)

第12条 本契約から生じる一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

(その他)

第13条 成果有体物の無償貸付に関し、本契約に定めのない事項が生じたとき、その他本契約について疑義が生じたときは甲乙協議の上解決するものとする。

年 月 日

埼玉県越谷市三野宮 8 2 0 番地

甲

公立大学法人埼玉県立大学理事長

印

乙

印

成果有体物売買契約書

公立大学法人埼玉県立大学（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲において研究開発の成果として生じた有体物（以下「成果有体物」という。）の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

（意義）

第1条 甲は、乙に対し次の成果有体物を売却する。

- （1）成果有体物の名称
 - （2）成果有体物の数量
 - （3）成果有体物の概要
- （代金）

第2条 乙は、前条に定める成果有体物の対価として金_____円（うち消費税及び地方消費税_____円）を甲に支払うものとする。

2 乙は、前項の売買代金を甲の発行する納入通知書により、一括して、甲が指定する日までに納付しなければならない。

3 乙は、前条に定める期限までに売買代金を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、納付すべき受託研究費の額に年3.7パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。ただし、その総額が100円に満たないときは、この限りでない。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は免除する。

（成果有体物の受領）

第4条 乙は、成果有体物を受領したときは、甲に対し受領書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 成果有体物の引き渡しに要する費用は乙が負担するものとする。

（非保証）

第6条 成果有体物は、研究の過程において生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、甲は乙に対して明示・黙示を問わず一切の補償はしないものとする。また、甲は乙の成果有体物の使用・保有によって発生したいかなる結果についても一切その責任を負わず、かついかなる損害賠償義務（直接、間接損害を問わない）を負わないものとする。

（秘密保持）

第7条 乙は、事前に文書により甲の承諾を得た場合を除き、本契約により甲から提供され又は開示された成果有体物の情報のすべてを秘密にし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、この義務は本契約に基づき乙に開示された成果有体物の情報のうち、次の各号に該当するものには適用しないものとする。

- 一 甲から提供又は開示の時点で、すでに公知であるもの
- 二 甲からの提供又は開示後の第三者の公表により、又は乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの
- 三 提供又は開示の時点ですでに乙の所有に属するもので、書面でこれを証明できるもの
- 四 独立した何らの法的拘束を受けていない第三者によって乙に知らされたもの、ただし、かかる情報が当該第三者によって直接にせよ間接にせよ甲から得られたものではないこと
- 五 甲から提供された情報に基づかないで、乙において独自に開発・取得した情報で、これを書面

で証明できるもの

六 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、乙に対して開示が強制されたもの

2 前項の有効期間は、乙が成果有体物の譲与を受けたときから5年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し又は短縮することができる。

(新成果創出の取扱い)

第8条 乙は、譲与を受けた成果有体物により新たに研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その取り扱いについて協議するものとする。

2 乙は、前項の新たな研究開発成果を営利目的に利用しようとするときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その利用に関する対価等の取扱いについて協議するものとする。

3 前2項の規定は、成果有体物の譲与後10年間有効に存続するものとする。

(契約解除)

第9条 甲は、乙が第2条に規定する売買代金を所定に期日までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(管轄裁判所)

第10条 本契約から生じる一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

(その他)

第11条 成果有体物の売買に関し、本契約に定めのない事項が生じたとき、その他本契約について疑義が生じたときは甲乙協議の上解決するものとする。

年 月 日

埼玉県越谷市三野宮820番地

甲

公立大学法人埼玉県立大学理事長

印

乙

印

成果有体物有償貸付契約書

公立大学法人埼玉県立大学（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲において研究開発の成果として生じた有体物（以下「成果有体物」という。）の貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（意義）

第1条 甲は、乙に対して次のとおり成果有体物を貸し付ける。

- （1）成果有体物の名称
 - （2）成果有体物の数量
 - （3）成果有体物の概要
 - （4）成果有体物の貸付目的
 - （5）貸付期間
- （代金）

第2条 乙は、前条に定める成果有体物の借受の対価として金_____円（うち消費税及び地方消費税_____円）を甲に支払うものとする。

2 乙は、前項の借受代金を甲の発行する納入通知書により、一括して、甲が指定する日までに納付しなければならない。

3 乙は、前条に定める期限までに借受代金を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、納付すべき受託研究費の額に年3.7パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。ただし、その総額が100円に満たないときは、この限りでない。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は免除する。

（貸付）

第4条 甲は乙に対し、本契約締結後速やかに、第1条に記載する目的の範囲内で使用するために成果有体物を貸し付ける。

2 乙は、成果有体物を細心の注意をもって管理し、効率的な使用に努めなければならない。

3 乙は、成果有体物の改造もしくは現状の変更をしようとするときは、あらかじめ文書により甲の承認を受けなければならない。

（成果有体物の受領）

第5条 乙は、成果有体物を受領したときは、甲に対し受領書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 成果有体物の引き渡し、維持、修理、改造及び返却に要する費用は乙が負担するものとする。

（転貸等の禁止）

第7条 乙は、本成果物を転貸し又は担保に供してはならない。

（成果有体物の返却）

第8条 乙は、成果有体物を期限までに返却しなければならない。

2 乙が貸し付け条件に違反したとき又は甲が必要と認めたときは、乙は成果有体物を速やかに返却しなければならない。

（成果有体物の亡失等）

第9条 乙は、成果有体物を亡失し又は損傷したときは、直ちに報告書を甲に提出し、その指示に従わなければならない。この場合において、その原因が天才、火災又は盗難に係るものであるときは、

亡失又は損傷の事実及び理由を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付しなければならない。

2 前項の亡失又は損傷が乙の責に帰すべき理由によるものであるときは、乙の負担において補填もしくは修理又はその損害を弁償しなければならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、成果有体物について随時に実地調査し、もしくは所要の報告を求め、又は成果有体物の維持、管理及び返却に関して必要な指示をすることができる。

(非保証)

第11条 成果有体物は、研究の過程において生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、甲は乙に対して明示・黙示を問わず一切の補償はしないものとする。また、甲は乙の成果有体物の使用・保有によって発生したいかなる結果についても一切その責任を負わず、かついかなる損害賠償義務（直接、間接損害を問わない）を負わないものとする。

(秘密保持)

第12条 乙は、事前に文書により甲の承諾を得た場合を除き、本契約により甲から提供され又は開示された成果有体物の情報のすべてを秘密にし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、この義務は本契約に基づき乙に開示された成果有体物の情報のうち、次の各号に該当するものには適用しないものとする。

一 甲から提供又は開示の時点で、すでに公知であるもの

二 甲からの提供又は開示後の第三者の公表により、又は乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの

三 提供又は開示の時点ですでに乙の所有に属するもので、書面でこれを証明できるもの

四 独立した何らの法的拘束を受けていない第三者によって乙に知らされたもの、ただし、かかる情報が当該第三者によって直接にせよ間接にせよ甲から得られたものではないこと

五 甲から提供された情報に基づかないで、乙において独自に開発・取得した情報で、これを書面で証明できるもの

六 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、乙に対して開示が強制されたもの

2 前項の有効期間は、乙が成果有体物の譲与を受けたときから5年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し又は短縮することができる。

(新成果創出の取扱い)

第13条 乙は、譲与を受けた成果有体物により新たに研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その取り扱いについて協議するものとする。

2 乙は、前項の新たな研究開発成果を営利目的に利用しようとするときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その利用に関する対価等の取扱いについて協議するものとする。

3 前2項の規定は、成果有体物の譲与後10年間有効に存続するものとする。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が第2条に規定する借受代金を所定に期日までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(管轄裁判所)

第15条 本契約から生じる一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

(その他)

第16条 成果有体物の貸付に関し、本契約に定めのない事項が生じたとき、その他本契約について疑義が生じたときは甲乙協議の上解決するものとする。

年 月 日

埼玉県越谷市三野宮 8 2 0 番地

甲

公立大学法人埼玉県立大学理事長

印

乙

印